

平成30年第3回

美里町農業委員会定例総会議事録

第3回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成30年3月23日(金)午前9時30分から午前11時20分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 美里町農業委員会委員被服貸与規程について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成30年3月事業報告について
2. 平成30年4月事業予定について
3. その他

- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 菊地 和則
事務次長 高橋 博喜

8 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより平成30年第3回美里町農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、これより第3回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。16番鈴木幸博委員、17番我妻卓美委員のお二人をお願いいたします。

議長

報告事項に入ります。

1、農家相談日について、3月5日と3月20日に農家相談を行っております。担当の委員の方より報告願います。3月5日の担当委員の方より報告願います。

鈴木幸博委員

報告事項1(3月5日)について、3月5日、会長室にて大友会長職務代理と鈴木龍一委員と私、鈴木幸博の三人が担当しました。相談件数は2件で、1件目は の さんという方で、相談内容は、平成30年から転作制度が無くなるので、これまで頼んでいた人が作付けしなくなってしまうのではないかと、というものでした。利用権の更新が平成29年3月に更新されているので、心配しなくてもよい旨の回答をしました。

2件目は 地区にお住まいの さんと妻のお二人が、母親と自

分名義の農地をすぐにでも売りたいという相談でした。時期的にもすぐという訳にはいかないので、地元の委員に相談しながら進めていくよう助言しました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、3月20日の農家相談の担当委員の方より報告願います。

我妻卓美委員

報告事項1(3月20日)について、3月20日、会長室にて渡邊会長と高橋建一委員と私、我妻の三人が担当しました。相談件数は2件で、1件目は のさんとさんの2人が一緒に相談に見えられました。相談内容は売りたい農地 . ヘクタールの10a当たりの単価が参考価格でもいいからどれ位かというものでした。目安として 万円から 万円位と回答しました。

2件目は 地区にお住まいの さんという方で、農業委員会を通さないで貸した農地に が立っているので撤去していただきたいという相談でした。本来なら、農業委員会が相談者である さんに撤去命令を出す案件でしたが、亡くなった が貸したということもあり、農業委員会としては現地調査をした後で、どのようにしたらよいか回答するという事でお帰りにになりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、3番、農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)、4番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括で報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

今月の総会では利用権設定の合意解約による通知の件数が多いわけですが、集落営農が法人化に伴う解約というものが大半を占めている

ということでご理解をいただきたいと思います。

議長

続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、3月14日に保全委員会にて現地の確認調査を行っております。農地保全委員会高橋委員長より、事務局の報告終了後、調査結果について報告をいただきます。

事務局、報告願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

農地保全委員会高橋建一委員長より、現地の確認調査の結果について報告をお願いします。

高橋建一委員長

農地保全委員会は、今月から鈴木幸博委員、我妻卓美委員、そして委員長である、私、高橋の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計7名により3月14日(水)に現地調査を行いました。

報告事項5、番号6について、現地は木間塚地区の に位置しております。 がある宅地に隣接し、宅地と一体として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号7について、現地は二郷地区の に位置しております。昭和47年9月25日に転用許可を受けており、 として使用されております。特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号8について、現地は二郷地区の に位置しております。

の敷地として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

大変ご苦労さまでございました。

以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたし

ます。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 なければ、報告事項を終了いたします。

議長 続きまして、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。また、農地法3条調査書についてもあわせて説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 ここで休憩いたします。(10:12)

議長 再開いたします。(10:25)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は19名であります。総会は成立しております。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題と

いたします。事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案について審議をいたします。審議をいたしますが、議案番号129番を除いた36議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

19番大友重善委員。

大友重善委員

19番大友です。

議案番号110番の譲受人の　　さん、受け手区分はあっせん台帳登載者ですが、議案番号125番の　　さん、認定農業者になっていて、たぶんあっせん台帳登載者の間違いだと思うのですが、この分の確認だけお願いします。

議長

休憩します。(10:47)

議長

再開します。(10:48)

ただいまの19番大友委員の質疑に対して、事務局より答弁願います。

事務局

19番大友委員の質問にお答えします。

確かに、番号110番と番号125番は同一人物です。

番号110番が受け付けした段階では、まだ認定農業者ではございませんでした。番号110番の方は、受け付けは2月14日です。

一方、番号125番につきましては3月7日に受け付けしております。3月5日に認定の審査会がありまして認定になった関係で、同一人物ではあるのですが、あっせん台帳登載者と認定農業者ということになりました。以上でございます。

議長

19番大友委員、よろしいですか。

大友重善委員

はい、了解しました。

議長

そのほか質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号129番を除いた36議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号129番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、5番伊藤恵子委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(10:50)

議長

再開します。(10:50)

議長

議案番号129番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号129番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(10:51)

議長

再開をいたします。(10:52)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、37議案全て賛成

ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、第3号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、3月14日に農地保全委員会にて現地調査を実施しております。
事務局の説明終了後、農地保全委員会高橋建一委員長より報告を願います。

議長 事務局、説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、現地調査の結果を保全委員会高橋建一委員長より報告願います。

高橋建一委員長 第4号議案、番号4について、現地は北浦地区の に位置しており、転用目的は建売住宅の建築です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号5について、現地は青生地区の に位置しており、転用目的は
新設工事に伴う作業スペースや資材置場等の設置で、期間が6ヶ月間程度の一時転用となります。農地区分については第2種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでございました。

事務局の説明と保全委員会委員長の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第5号議案、美里町農業委員会委員被服貸与規程についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了したところで、休憩をします。(11:05)

議長 再開をします。(11:08)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第5号議案、美里町農業委員会委員被服貸与規程について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

第5号議案、美里町農業委員会委員被服貸与規程については、原案のとおり決定いたします。

議長 以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員16番

署名委員17番